

## 道の駅「知床・らうす」玄関前広場出店要綱

### 1. 趣旨

地場産品の供給を通じて、道の駅「知床・らうす」周辺の賑わいを創出し、交流人口の増大と観光・産業の振興を図るとともに、町民による起業や新たな産業の創出の場として、道の駅「知床・らうす」玄関前広場への出店に関し、必要な事項を定める。

### 2. 出店可能日時

(1) 出店可能日 : 12月28日～1月5日までを除く全ての日

(2) 出店可能時間：一般出店 午前9時00分から午後5時00分まで  
その他 午前9時00分から午後8時00分まで

※午前10時00分から午後16時00分の間は、安全確保のため車両の移動、進入、退場はできません。

### 3. 場所

道の駅「知床・らうす」玄関前広場 羅臼町本町361番地1

### 4. 出店資格

- (1) 羅臼町民で、羅臼町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号までに該当しないこと。
- (2) 原則として町内出店者を優先し、道の駅「知床・らうす」の出店者としてふさわしいものを選定する。
- (3) 町外事業者においては、羅臼町認証店登録店及び知床羅臼深層水利活用協議会加盟店を優先する。
- (4) 移動販売車両1台及びテント大小問わず1張りを1出店者とする。

### 5. 出店内容

- (1) 原則として、その場で食べて頂く食品の提供とし、取り扱う食品は、羅臼町の地場産品及び特産品、またはそれらを使用したものとする。
- (2) 米飯類、麺類の提供は認めない。
- (3) その場で食べて頂く食品の提供を原則とするが、物販を認める場合は、羅臼町で製造された商品、または羅臼町のPRに繋がる商品とする。
- (4) 酒類の販売、提供については、一般出店、イベント出店共に認めない。
- (5) 管理者（受託者含む）が期間を限定し観光・産業の振興を図ること及び周辺の賑わいの創出を目的として出店募集する場合、又は申請によりイベントの開催を認めるときは、「5.出店内容の(1)、(2)、(3)」の条件を除外することができる。



## 11. 営業許可関係

- (1) 保健所等の営業許可申請については、出店者が各自行うこと。
- (2) 許可書等は出店区画内に正面から見えるように掲示すること。
- (3) 事業者登録申請者及び出店申込者と営業許可証を受けた者が同一であること。

## 12. ゴミの処理及び周辺の清潔について

- (1) 発生したゴミ、排水は出店者が持ち帰ること。
- (2) 出店者はゴミ箱をキッチンカー、販売テント直近のわかりやすい位置に必ず設置すること。
- (3) 販売した商品から発生したゴミを周辺に捨てることのないよう、十分周知すること。
- (4) 出店後は自店スペース及び周辺の清掃を行うこと。

## 13. 事故等について

- (1) 提供商品や販売上の事故、クレーム、トラブルなどの責任は、出店者の自己責任となり、一切の責任は負わない。
- (2) お客様からのクレーム多発や、出店ルールを守らない場合は、出店途中であっても中止し、以降の申し込みについても許可しない。
- (3) 管理者が出店内容を不適切と判断した場合には出店を中止させ、出店料の返還はしない。
- (4) 施設の破損や施設を汚した場合は、原状復帰すること。

## 14. その他

- (1) 調理用水、その他販売に関わるものは出店者各自で用意すること。
- (2) 施設の水道使用は必要最低限とすること。冷凍食材の解凍や器具類の洗浄での使用は禁止する。
- (3) 調理に火気を使用する場合は必ず消火器を設置すること
- (4) イベントスペース内は禁煙とする。
- (5) テントや備品等が風で飛ばないように、十分管理すること。
- (6) その他、管理者の指示する事項を厳守すること。